

大阪市における医療的ケア児等関連サービス一覧（概要）

障がい児支援	1
障がい福祉サービス	2
重症心身障がい児者等医療型短期入所事業	3
重症心身障がい児者地域生活支援センター事業	4
小児慢性特定疾病医療支援事業	5
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	6
小児慢性特定疾病児手帳交付事業	7
長期療養児療育指導等	8
重症心身障がい児者医療コーディネート事業	11
医療的ケア児対応看護師体制強化事業（民間保育施設等）	12
特別支援保育事業（民間保育施設）	13
特別支援経費補助金（民間保育施設）	14
障がい児保育対策（公立保育所）	15
児童いきいき放課後事業	16
大阪市留守家庭児童対策事業	17
3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業	18
特別支援教育の充実	19

【法律等】

児童福祉法

【対象者/対象者数】

1 8歳未満の身体障がい、知的障がい、精神障がい、
難病（うたがいを含む）等のある児童

※障がい者手帳の有無は問わず、医師の診断書や児童相談所の心理判定所見等により、障がい等の有無や療育の必要性が確認できれば対象となる。

支給決定者数 16,700人（令和5年4月時点）



【事業内容】

障がいや難病等のある児童が、サービスを利用する場合に必要な給付を行う。

○相談系サービス（障がい児相談支援）

通所系サービスの利用にあたり、保護者や児童にアセスメントを行い、サービスの利用計画を作成、利用事業所との調整を行うほか、モニタリングも定期的に行い、必要に応じて利用計画を見直す。

○通所系サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型発達支援、保育所等訪問支援）

児童が事業所に通い療育支援等のサービスを受ける児童発達支援、放課後等デイサービスや、重度障がい等により外出が困難な児童の居宅へ訪問し発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援、保育所や学校等の施設に訪問し児童への直接支援や施設職員への助言等を行う保育所等訪問支援がある。

○入所系サービス（福祉型障がい児入所支援、医療型障がい児入所支援）

児童に対し、療育等の福祉的な支援を提供する福祉型障がい児入所支援、リハビリ等の医療的な支援を提供する医療型障がい児通所支援がある。

障がい福祉サービス 福祉局障がい者施策部障がい支援課

【法律等】

障害者総合支援法

【対象者/対象者数】

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等を有する方
障がい児

※18歳未満の障がい児については、障がい者手帳の有無は問わず、医師の診断書
や児童相談所の意見等により、障がい等の有無が確認できれば対象となる。

支給決定者数 40,384人（令和5年4月現在）
うち児童 1,775人



【事業内容】

居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う居宅介護など、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行う。

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護） ○日中活動系サービス（短期入所、療養介護、生活介護）

○施設系サービス（施設入所支援） ○居住支援系サービス（自立生活援助、共同生活援助）

○訓練系・就労系サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

○相談系サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

※サービスによっては、15歳以上もしくは18歳以上が対象。

重症心身障がい児者等医療型短期入所事業 福祉局障がい者施策部障がい支援課

【法律等】

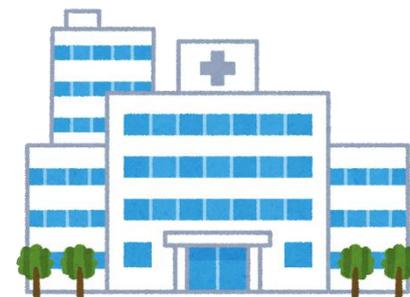
大阪市独自事業

【対象者/対象者数】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療型短期入所サービスを提供する医療機関

※受入の対象者

医療型短期入所の利用可能な受給者証を交付され、呼吸管理、吸引頻度、栄養摂取等に関する判定スコアが10点以上である大阪市内に居住する者



【事業内容】

人工呼吸器の装着による呼吸管理や気管切開による痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等を自宅で介護等が出来ない際に、一時的に医療機関において、対象者を受け入れるための病床を確保するとともに、対象者又はその保護者からの利用申し込みに応じて、医療的ケアをはじめとした宿泊を伴うサービス（入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援）を提供する。

実施機関が対象者を受け入れるための病床を確保し、その対象者に医療型短期入所サービスを提供したときは、大阪市は、実施機関に対して、1床あたり1日あたり18,500円（令和4年度～）を負担する。

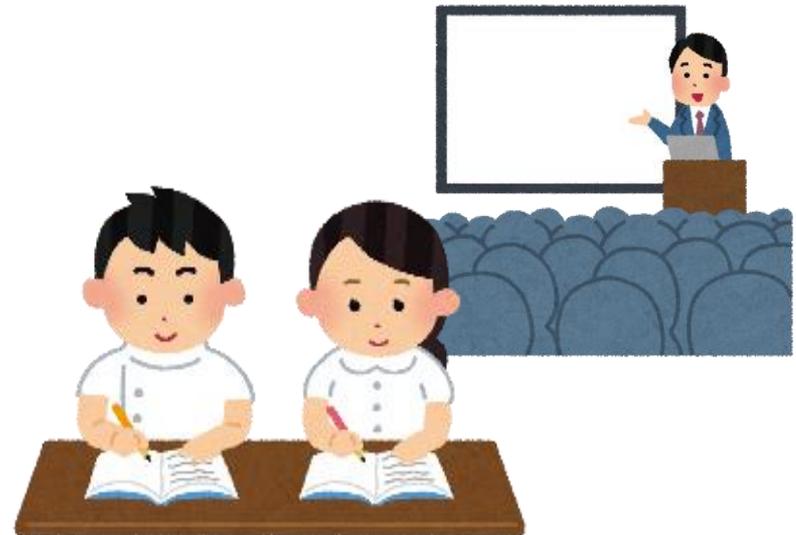
【法律等】

医療的ケア児等総合支援事業

【対象者/対象者数】

医療的ケア児等へ支援を行う者

- 障がい福祉サービス等事業者
- 看護師 等



【事業内容】

人工呼吸器の装着による呼吸管理や気管切開による痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等に対する在宅生活の支援においては、医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業者の体制整備を進めていくことが必要不可欠である。

このため、障がい福祉サービス事業所の医療的ケアに関する基礎知識の取得や、介護技術の向上等を目的とした研修、障がい福祉サービス事業所への情報提供等を実施し、地域生活支援の基盤づくりを行う。

【法律等】

児童福祉法

【対象者/対象者数】

厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっており、当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度に該当する、18歳未満の児童。
※18歳到達時点で上記の状態にあり、かつ、本制度の認定を受けている方のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む。

受給者数 2,115人 (令和5年3月31日時点)



【事業内容】

小慢児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の自己負担分の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。

【法律等】

児童福祉法

【対象者/対象者数】

次のすべての要件を満たす者。

- ・本市に居住する在宅の小児慢性特定疾病児童等※頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）の給付を希望する者については、在宅以外（入院及び施設入所）も対象。
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病医療費支給認定を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者



【事業内容】

小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象となっている者に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

- ・用具給付の対象要件を満たしていること。
- ・世帯の所得に応じて自己負担あり。
- ・用具の種目ごとに上限額あり。

〔給付される日常生活用具の例〕

電気式たん吸引器／ネブライザー(吸入器)／パルスオキシメーター
／歩行支援用具／特殊便器／特殊マット／車椅子 ほか11種目

小児慢性特定疾病児手帳交付事業 健康局保健所管理課

【法律等】

小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱

【対象者/交付数】

【対象者】

児童福祉法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童の保護者又は同項第2号に規定する成年患者のうち手帳の交付を希望する者

【交付数】

592冊（令和4年度）



【事業内容】

小児慢性特定疾病児童等の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による指定医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小児慢性特定疾病児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等の記入をした手帳を交付するもの。

また、一貫した治療経過を記録するなど、自らの疾病の状態を記載した手帳を交付することにより、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進及び自立の支援を図る。

【法律等】

児童福祉法

【対象者/対象者数】

【対象者】

- ・小児慢性特定疾病等慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童およびその家族
- ・各区保健福祉センター保健師及び在宅療養支援を行う地域の関係機関



【事業内容】

小児慢性特定疾病等の慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療育を確保するために、その疾病及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた専門医師等による適切な相談指導を行い、長期療養児の日常生活における問題や障がいの軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

- 1 長期療養児療育指導
- 2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- 3 高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援の取組み

1 長期療養児療育指導

長期療養児の家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により、療養生活状況を把握し相談指導を行う。



2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【小児慢性特定疾病児等療養相談会】

保健所において、医療及び療養、栄養等に関する助言や相談等を行うとともに、参加者同士の交流機会を設け、日常生活を送っていくうえでの、各成長段階に応じた様々な不安や悩みなどの解消を図る。

また、小児慢性特定疾病児等の養育経験者（ピアカウンセラー）による相談を同時に実施し、患者・家族の精神的な負担軽減を図る。

〔内容〕 講演、交流会、個別相談 ※年5回開催

【小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置】

小児慢性特定疾病等を抱える児童が成人後に自立した生活を営めるよう、成人期に向けた切れ目のない支援により、自立促進を図るため、相談支援を行うとともに関係機関との連絡調整等を行う。

3 高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援の取組み

【高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援に関する多職種研修会】（年1回）

人工呼吸器等の医療機器を装着して在宅療養する高度な医療的ケアを必要とする長期療養児及びその養育者を支援するため、在宅療養児を支えるそれぞれの機関が、お互いの取組みや課題について情報交換を行うとともに、顔の見える関係づくりを行い、連携強化を図ることによって患児と家族が安心して療養生活を送ることができる体制の構築を図る。

〔内容〕 シンポジウムまたは講演、情報交換等

〔参加職種〕

・ 医師	・ 訪問看護師	・ 病院看護師
・ 保健師	・ MSW	・ 退院コーディネーター
・ 保育士	・ 教育関係者	・ ピアカウンセラー
・ 福祉関係者	等	

【退院カンファレンスへの同行】



高度な医療的ケアが必要なこどもが、病院を退院する際のカンファレンスに保健所保健師が同行し、区保健師や関係機関の顔の見える関係づくりをバックアップする。

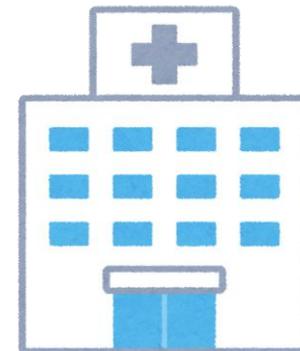
【法律等】

大阪市重症心身障がい児者医療コーディネート事業実施要綱

【対象者/対象者数】

大阪市に住民登録があり、身体障がい者手帳 1 級又は 2 級に加え、療育手帳Aをお持ちの方

対象者 令和 5 年 3 月末現在 2,300人
登録者 令和 5 年 3 月末現在 1,517人 (66.0%)



【事業内容】

1) 急病時対応（受入れ病院調整）業務

かかりつけ医で対応ができない場合や急病等になった場合、専任の医療コーディネーターが、あらかじめ登録いただいた利用者の基礎疾患等の情報をもとに症状に合わせて連携医療機関等への受入調整を行うほか、必要に応じて応急的処置等を行う。

2) 地域のかかりつけ医確保・紹介業務

高度専門病院の主治医以外に地域のかかりつけ医を持たない登録者への相談や受入調整を行う。
※協力医療機関 363機関（令和 5 年 3 月現在）

3) 医療機関等の医療従事者への人材育成業務

医療関係者に対して、重心児者への理解促進、及び地域のかかりつけ医として協力してもらえる医療機関等の確保を行うための研修会（集合・個別）を開催する。

【法律等】 児童福祉法
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

【対象者/対象者数】

保育時間中に医療的ケアが必要な児童が在籍している
民間保育施設等



【事業内容】

医療的ケアを担当する専任看護師の person 費を補助することにより、障がいのある乳幼児の民間保育施設等への入所を円滑にすると共に、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図る。

【補助要件】

- ・ 医療的ケア児1名につき、専任の常勤看護師1名配置していること
算定基準額 1名あたり月額 453,000円（令和4年度）
- ・ 本補助金の利用の主旨等、保護者の同意を得ていること

特別支援保育事業(民間保育施設) こども青少年局保育施策部保育所運営課

【法律等】

児童福祉法

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

【対象者/対象者数】

障がいのある児童（医療的ケア児を含む）が在籍する
民間保育施設



【事業内容】

特別支援保育担当保育士等の人件費を補助することにより、障がいのある乳幼児の保育所等への入所を円滑にすると共に、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図る

【補助要件】

- 特別支援保育を担当する、専任の保育士が配置されていること

算定基準額 障がい児 3人に対し正規保育士等 1名配置 月額 330,500円

障がい児 2人に対し常勤保育士等 1名配置 月額 210,800円

障がい児 1人に対し非常勤保育士等 1名配置 月額 105,400円(令和4年度)

特別支援経費補助金(民間保育施設) こども青少年局保育施策部保育所運営課

【法律等】

児童福祉法

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

【対象者/対象者数】

障がいのある児童（医療的ケア児を含む）が在籍する
民間保育施設



【事業内容】

特別支援保育に必要な物品購入費を補助することにより、障がいのある乳幼児の保育所等への入所を円滑にすると共に、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図る。

【補助要件】

算定基準額

障がいのある児童（医療的ケアを含む）	1人～4人まで	300,000円
	5人以上	600,000円（令和4年度）

障がい児保育対策(公立保育所) こども青少年局保育施策部保育所運営課

【法律等】

児童福祉法

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

【対象者/対象者数】

保育時間中に医療的ケアが必要な児童が在籍している
公立保育所



【事業内容】

医療的ケア児を含む障がいのある乳幼児の入所を円滑にすると共に、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図る。

- ・医療的ケアの必要な児童 1 名につき看護師 1 名と加配保育士の配置を行う
- ・医療的ケア児の保育に必要な物品の購入を行うなど物的環境を整える

児童いきいき放課後事業 こども青少年局企画部青少年課

【法律等】

児童いきいき放課後事業実施要綱

【対象者/対象者数】

大阪市内に居住する小学1～6年生



【事業内容】

大阪市内の全ての市立小学校において、大阪市内に居住する小学1～6年生に対して、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて、児童の健全育成を図る。

※「医療的ケア」を必要とする児童が参加を希望する場合、事前に各いきいきで相談を受け、必要な時間帯に看護師等の人的体制を構築するなど、安全・安心な受け入れ態勢を検討する。

大阪市留守家庭児童対策事業 こども青少年局企画部青少年課

【法律等】

大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱

【対象者/対象者数】

大阪市内に在住し、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの



【事業内容】

保護者に代わり、留守家庭児童の健全な育成を図るための事業の実施者（各放課後児童クラブ）に対して、その事業実施に要する経費の一部を補助する事業

【主な補助内容】

- ・運営費補助：放課後児童クラブを運営するための経費を補助
- ・障がい児受入推進加算(R4年度拡充)：障がい児を受入れるために必要な職員を配置するための人件費を補助
- ・障がい児環境整備加算(R4年度新設)：障がい児を受け入れるために必要な備品の購入経費を補助
- ・医療的ケア児受入推進加算(R4年度新設)：医療的ケア児を受入れるために必要な看護師等を配置するための人件費を補助

【法律等】

母子保健法

【対象者/受診者数】

- ・ 3か月児健康診査
対象月齢：3か月後半～4か月前半の乳児
受診者数 18,333人（令和4年度）
- ・ 1歳6か月児健康診査
対象年齢：1歳6か月児
受診者数 18,533人（令和4年度）
- ・ 3歳児健康診査
対象年齢：3歳6か月児
受診者数 18,134人（令和4年度）



【事業内容】

乳幼児期の発育・発達上の重要な時期に総合的な健康診査を実施し、個別性をふまえた保健指導・栄養指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、必要なサービスにつなげる。

【健診内容】

身体計測、尿検査（3歳児）、眼科屈折検査（3歳児）、診察、歯科健診（1歳6か月児・3歳児）、フッ化物塗布（1歳6か月児・3歳児）、個別相談（保健指導・栄養指導）、心理相談（1歳6か月児・3歳児）

特別支援教育の充実 教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

【法律等】

平成28年4月、障害者差別解消法、令和3年9月、医療的ケア児支援法が施行等の法整備に伴い、合理的配慮の提供及びその基盤となる教育環境を整備

【対象者/対象者数】

大阪市立学校園に在籍する、医療的ケアの必要な幼児児童生徒
66校園 71人（泊行事のみ配置含む）

(R5.5.1現在)



【事業内容】

大阪市立学校園に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒が安心・安全な学校生活が送れるように、教育委員会が看護師を直接雇用し、校外行事・泊行事等も含め、必要時に医療的ケアを行うとともに、医療的ケアに関する知識・技術について教員への助言を行う。

- (1)主治医の指示に基づく対象幼児児童生徒への医療的ケアの実施及び担当教員への指導助言
- (2)医療器具の衛生管理に関する指導助言 (3)医療的ケアマニュアル作成への指導助言、主治医面談の付き添い
- (4)教職員への医療的ケアに関する研修 (5)緊急時の対応及び助言 (6)泊行事や校外行事の付き添い など